

横浜市国民健康保険運営協議会

日時 平成21年2月13日(金) 午後3時30分から
場所 ロイヤルホールヨコハマ 3階セレナーデ

次 第

開 会

健康福祉局長あいさつ

定足数確認報告

議事録要旨確認

新任委員紹介(1人)

議 事

- 1 平成20年度国民健康保険事業費会計補正予算(案)について
- 2 平成21年度国民健康保険事業費会計予算(案)について
- 3 横浜市国民健康保険条例の一部改正について
- 4 平成21年度の特健康診査等の実施方法について

閉 会

健康福祉局

議事1 平成20年度国民健康保険事業費会計補正予算(案)について

歳 入

(単位:千円)

項 目	平成20年度 現計予算	補正額	平成20年度 補正後予算	説 明
(1) 保険料	84,655,645	△ 1,102,306	83,553,339	
医療分				
① 一般	59,502,578	△ 2,362,111	57,140,467	前期高齢者交付金の増等による減
② 退職	6,049,571	0	6,049,571	
介護分				
① 一般	6,339,743	△ 92,269	6,247,474	法定軽減対象者の増等による減
② 退職	1,848,064	△ 12,962	1,835,102	
支援分				
① 一般	9,972,814	1,246,856	11,219,670	後期高齢者支援金の増等による増
② 退職	942,875	118,180	1,061,055	
(2) 一部負担金	10	0	10	
(3) 国庫支出金	61,816,557	△ 4,397,218	57,419,339	
療養給付費等負担金	53,187,277	△ 599,232	52,588,045	前期高齢者交付金の増等による減
調整交付金	7,000,364	△ 3,797,986	3,202,378	調整交付金の見込減
その他の国費	1,628,916	0	1,628,916	
(4) 療養給付費交付金	31,052,721	△ 246,158	30,806,563	対象者の減による減額
(5) 前期高齢者交付金	52,578,945	4,013,607	56,592,552	確定
(6) 県支出金	13,020,964	△ 375,869	12,645,095	
重度障害者医療費 助成事業補助金	239	△ 80	159	
調整交付金	11,391,809	△ 375,789	11,016,020	調整交付金の見込減
その他の県費	1,628,916	0	1,628,916	
(7) 共同事業交付金	28,730,434	0	28,730,434	
(8) 一般会計繰入金	24,500,660	2,848,500	27,349,160	1人あたり 29,279 円 国庫支出金の減、および法定減額の増等
(9) 繰越金	1	0	1	
(10) その他収入	1,162,077	0	1,162,077	
歳 入 合 計	297,518,014	740,556	298,258,570	

【参考:被保険者数の見込み】

	当初予算	決算見込	増△減
被保険者数	956,125人	934,091人	△ 22,034人
一般	873,537人	896,075人	22,538人
退職	82,588人	38,016人	△ 44,572人

歳 出

(単位:千円)

年 度 項 目	平成20年度 現計予算	補正額	平成20年度 補正後予算	説 明
(1) 総務費	5,135,494	△ 15,329	5,120,165	人件費の見直しによる減
(2) 保険給付費	290,772,520	1,531,937	292,304,457	
① 給付費	171,284,062	0	171,284,062	
療養給付費	149,862,896	0	149,862,896	
法定給付分	149,834,207	0	149,834,207	
給付改善分	28,689	0	28,689	
療養費	2,512,611	0	2,512,611	
高額療養費	15,209,926	0	15,209,926	
移送費	1,247	0	1,247	
任意給付	2,417,506	0	2,417,506	
償還金等	1,279,876	0	1,279,876	
② 退職者給付費	28,473,291	0	28,473,291	
療養給付費	26,081,947	0	26,081,947	
法定給付分	26,080,704	0	26,080,704	
給付改善分	1,243	0	1,243	
療養費	372,350	0	372,350	
高額療養費	1,864,679	0	1,864,679	
移送費	110	0	110	
任意給付	2	0	2	
償還金等	154,203	0	154,203	
③ 後期高齢者支援金等	33,264,638	1,986,276	35,250,914	確定額
④ 前期高齢者納付金等	81,298	△ 33,833	47,465	確定額
⑤ 老人保健拠出金	10,775,870	△ 393,551	10,382,319	確定額(18年度精算分、20年3月診療分)
⑥ 介護納付金	15,410,041	△ 26,955	15,383,086	確定額
⑦ 高額医療費拠出金	29,010,421	0	29,010,421	
⑧ 特定健診・指導	1,767,114	0	1,767,114	
⑨ 保健事業費	101,892	0	101,892	
⑩ 審査費	603,893	0	603,893	
(3) 予備費	10,000	0	10,000	
(4) 前年度繰上充用金	1,600,000	△ 776,052	823,948	不足額確定による減
歳 出 合 計	297,518,014	740,556	298,258,570	

議事2 平成21年度国民健康保険事業費会計予算(案)について

歳入

(単位:千円)

項目	年度	平成21年度	平成20年度	増△減	増加率(%)	備考
(1) 保険料		83,561,726	83,055,645	506,081	0.61	下の表を参照
医療分	① 一般	57,043,142	58,002,578	△959,436	△1.65	
	② 退職	2,759,328	6,049,571	△3,290,243	△54.39	
介護分	① 一般	7,209,853	6,239,743	970,110	15.55	
	② 退職	756,835	1,848,064	△1,091,229	△59.05	
支援分	① 一般	15,136,860	9,972,814	5,164,046	51.78	
	② 退職	655,708	942,875	△287,167	△30.46	
(2) 一部負担金		10	10	-	-	一部負担金の徴収猶予に係る本市立替分の返還金
(3) 国庫支出金		63,854,800	61,816,557	2,038,243	3.30	療養給付費負担金他 (一般給付費の34% 後期高齢者支援金の34% 前期高齢者納付金の34% 老健医療費拠出金の34% 介護納付金の34%)
(4) 療養給付費交付金		20,314,330	31,052,721	△10,738,391	△34.58	退職被保険者等の医療費に係る支払基金からの交付金
(5) 前期高齢者交付金		63,964,494	52,578,945	11,385,549	21.65	前期高齢者(65歳から74歳)の財政調整に係る支払基金からの交付金
(6) 県支出金		13,581,844	13,020,964	560,880	4.31	県調整交付金他 (一般給付費の7% 後期高齢者支援金の7% 前期高齢者納付金の7% 老健医療費拠出金の7% 介護納付金の6%)
(7) 共同事業交付金		28,246,641	28,730,434	△483,793	△1.68	高額な医療費の発生による国保財政への影響を軽減する再保険制度にかかる交付金。
(8) 一般会計繰入金		25,231,812	24,500,660	731,152	2.98	1人あたり 26,862 円 保険料緩和分、保険基盤安定制度、給付改善等に対する繰入金
(9) 繰越金		1	1	-	-	
(10) その他収入		942,097	1,162,077	△219,980	△18.93	
歳入合計		299,697,755	295,918,014	3,779,741	1.28	

保険料率及び1人当り保険料(見込)

		平成21年度(A)	平成20年度(B)	増△減(A-B)	平成21年度被保険者数		
料率	医療分	均等割料率	見込 34,520円	35,780円	△1,260円	全体	939,300 人
		所得割料率	見込 1.05	1.05	-	一般	900,300 人
	介護分	均等割料率	見込 12,600円	12,350円	250円	若人	900,300 人
		所得割料率	見込 0.32	0.34	△0.02	老人	- 人
	支援分	均等割料率	見込 9,970円	6,620円	3,350円	退職	39,000 人
		所得割料率	見込 0.33	0.18	0.15	世帯数	
一人保険あたり	医療分	一般被保険者分	63,745円	65,993円	△2,248円	一般	535,300 世帯
		退職被保険者等分	70,752円	73,250円	△2,498円	退職	27,300 世帯
	介護分	23,986円	23,575円	411円	介護納付金対象者数		
	支援分	18,368円	12,246円	6,122円	333,628 人		

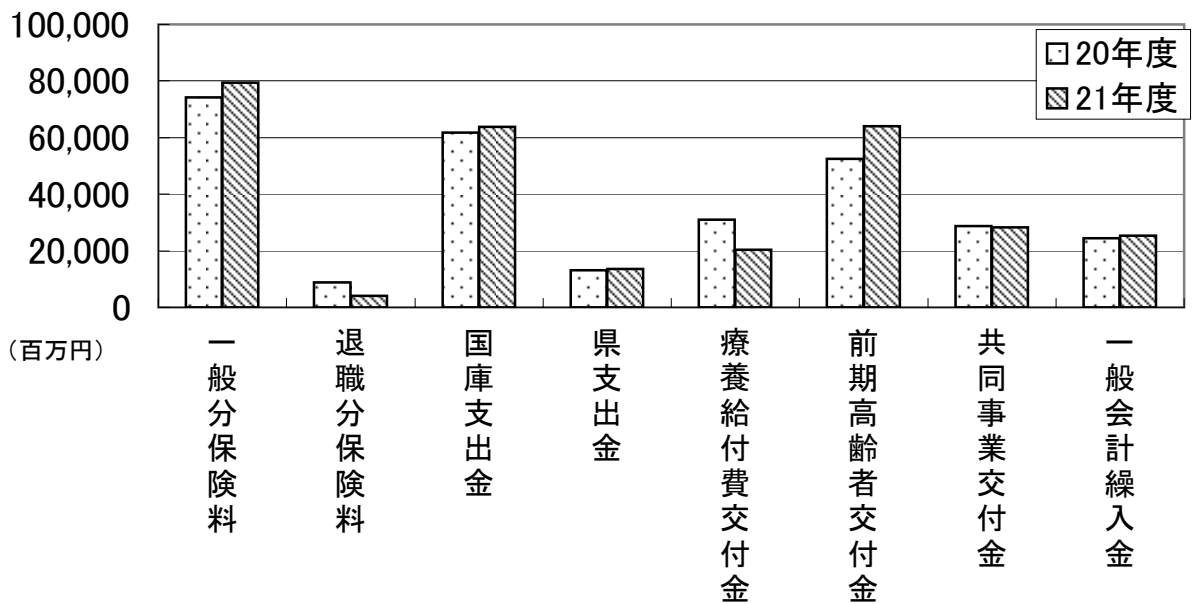
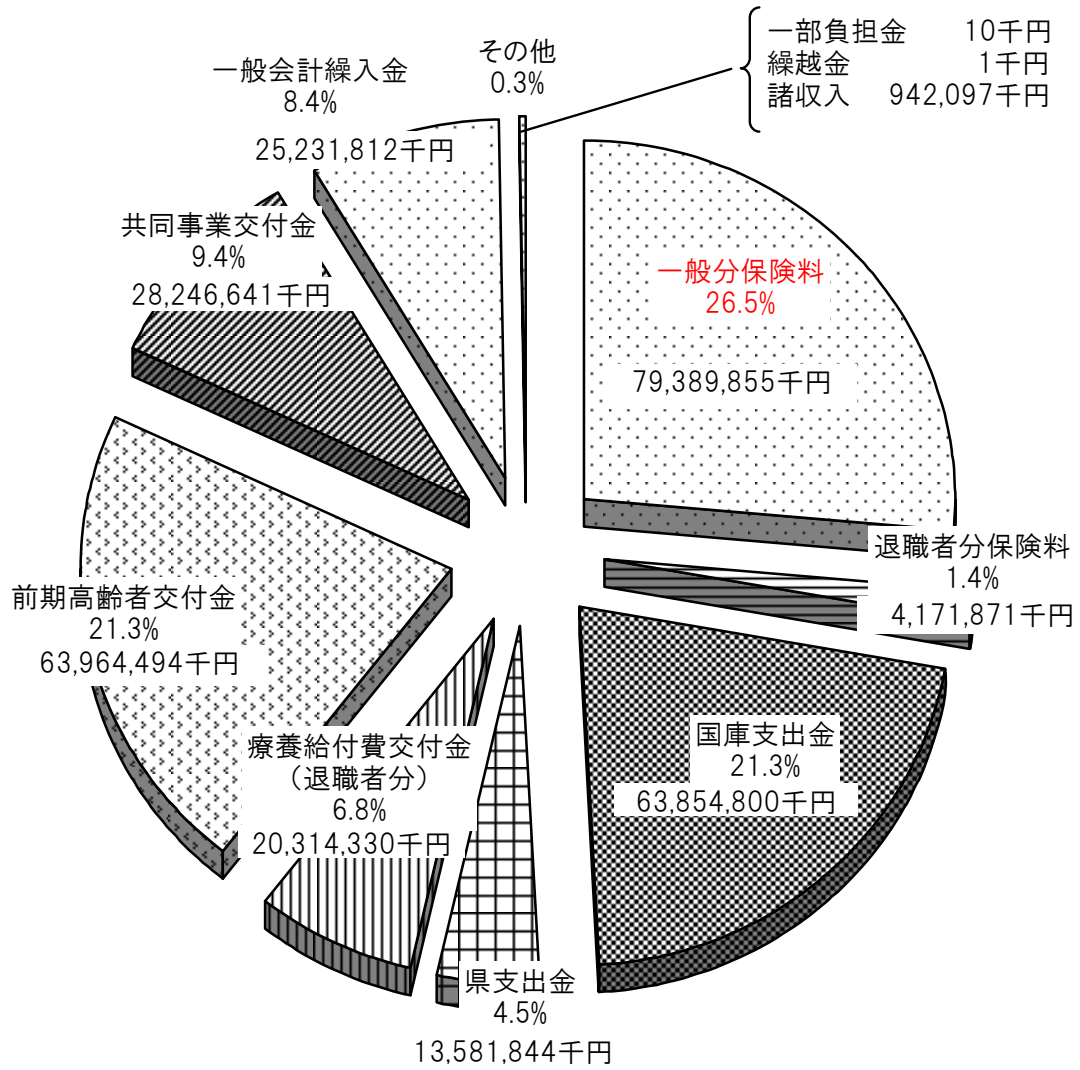
歳 出

(単位:千円)

年 度 項 目	平成21年度	平成20年度	増△減	増加率(%)	備 考
(1) 総務費	5,143,246	5,135,494	7,752	0.15	職員人件費、一般事務費等
(2) 保険給付費	294,544,509	290,772,520	3,771,989	1.30	
① 給付費	183,908,868	171,284,062	12,624,806	7.37	被保険者数(若人) 900,300 人 受診率 15.1 回 1件当たり医療費 16,810 円 1人当たり医療費 253,672 円 出産育児一時金 @38万円 4,400 件 (10月から@42万円に改正予定) 葬祭費 @5万円 9,145 件
② 退職者等給付費	19,893,575	28,473,291	△8,579,716	△30.13	被保険者数 39,000 人 受診率 42.85 回 1件当たり医療費 15,595 円 1人当たり医療費 668,211 円
③ 後期高齢者支援金等	40,377,222	33,264,638	7,112,584	21.38	高齢者医療確保法に基づく拠出金
④ 前期高齢者納付金等	128,947	81,298	47,649	58.61	高齢者医療確保法に基づく拠出金(65歳から74歳の保険者間の負担調整)
⑤ 老人保健拠出金	3,149,855	10,775,870	△7,626,015	△70.77	老人保健法に基づく拠出金 ※19年度精算分のみ
⑥ 介護納付金	14,868,069	15,410,041	△541,972	△3.52	第2号被保険者数 333,628 人
⑦ 共同事業拠出金	29,879,361	29,010,421	868,940	3.00	高額な医療費の発生による国保財政への影響を軽減する再保険制度にかかる拠出金
⑧ 特定健診・保健指導	1,627,856	1,767,114	△139,258	△7.88	対象者数(健診受診者数) 127,100 人
⑨ 保健事業費	99,729	101,892	△2,163	△2.12	医療費通知、健康教育の各区活動、プール割引利用等
⑩ 審査費	611,027	603,893	7,134	1.18	レセプト審査支払手数料等
(3) 予備費	10,000	10,000	-	-	
歳 出 合 計	299,697,755	295,918,014	3,779,741	1.28	

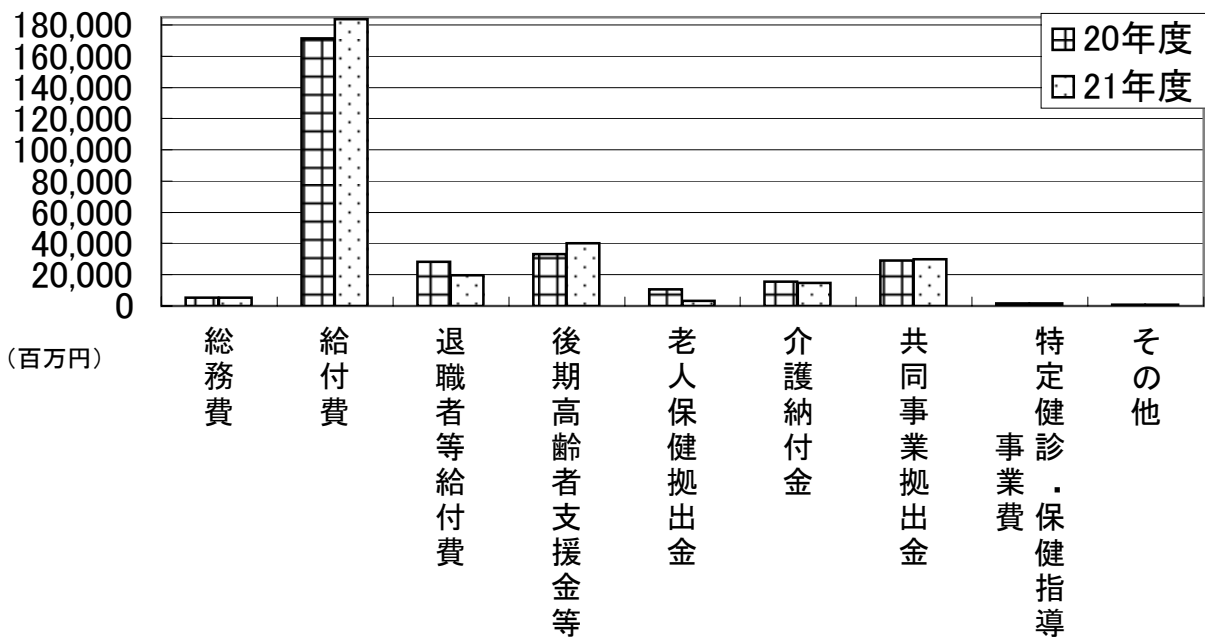
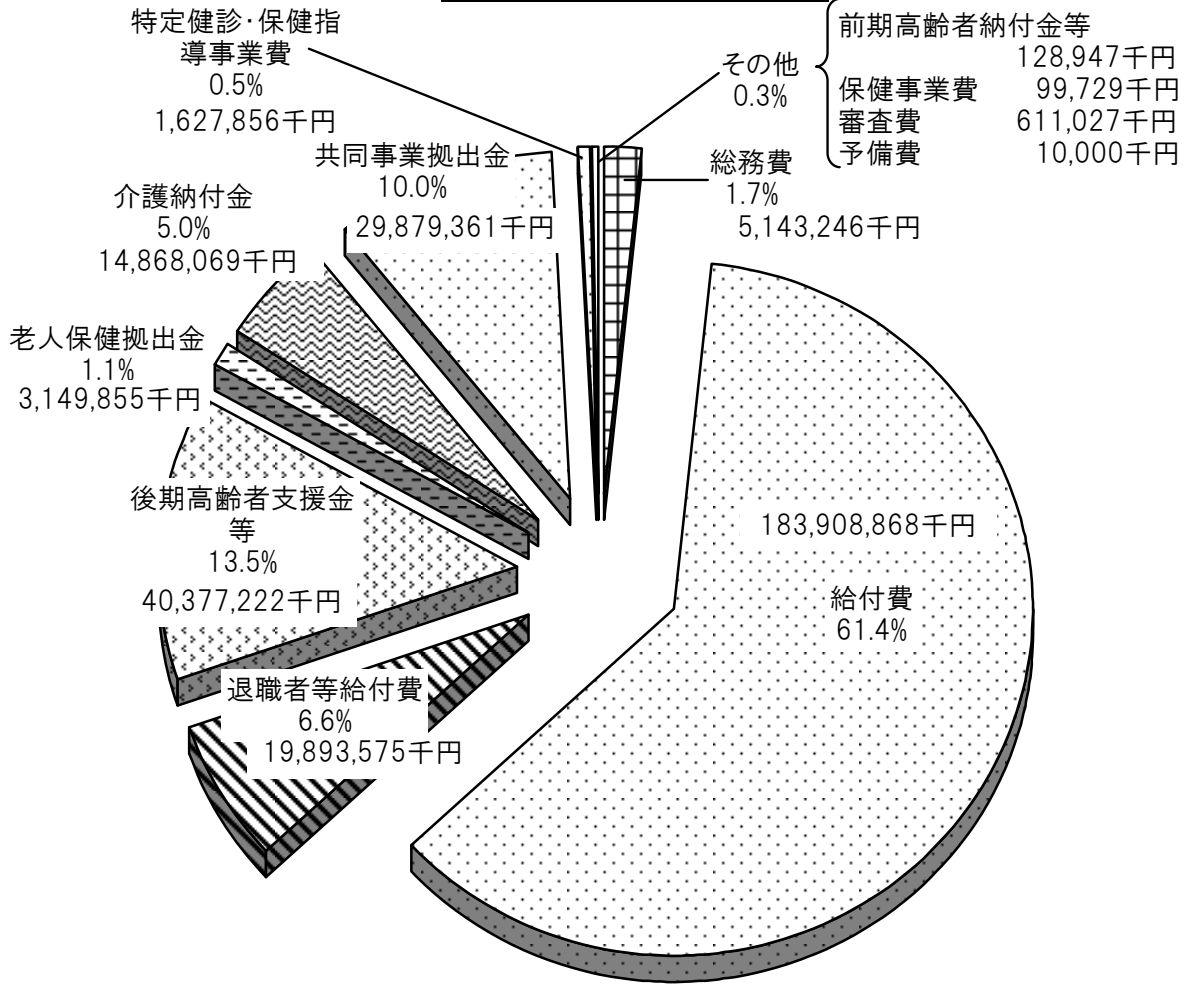
平成21年度国保事業会計予算

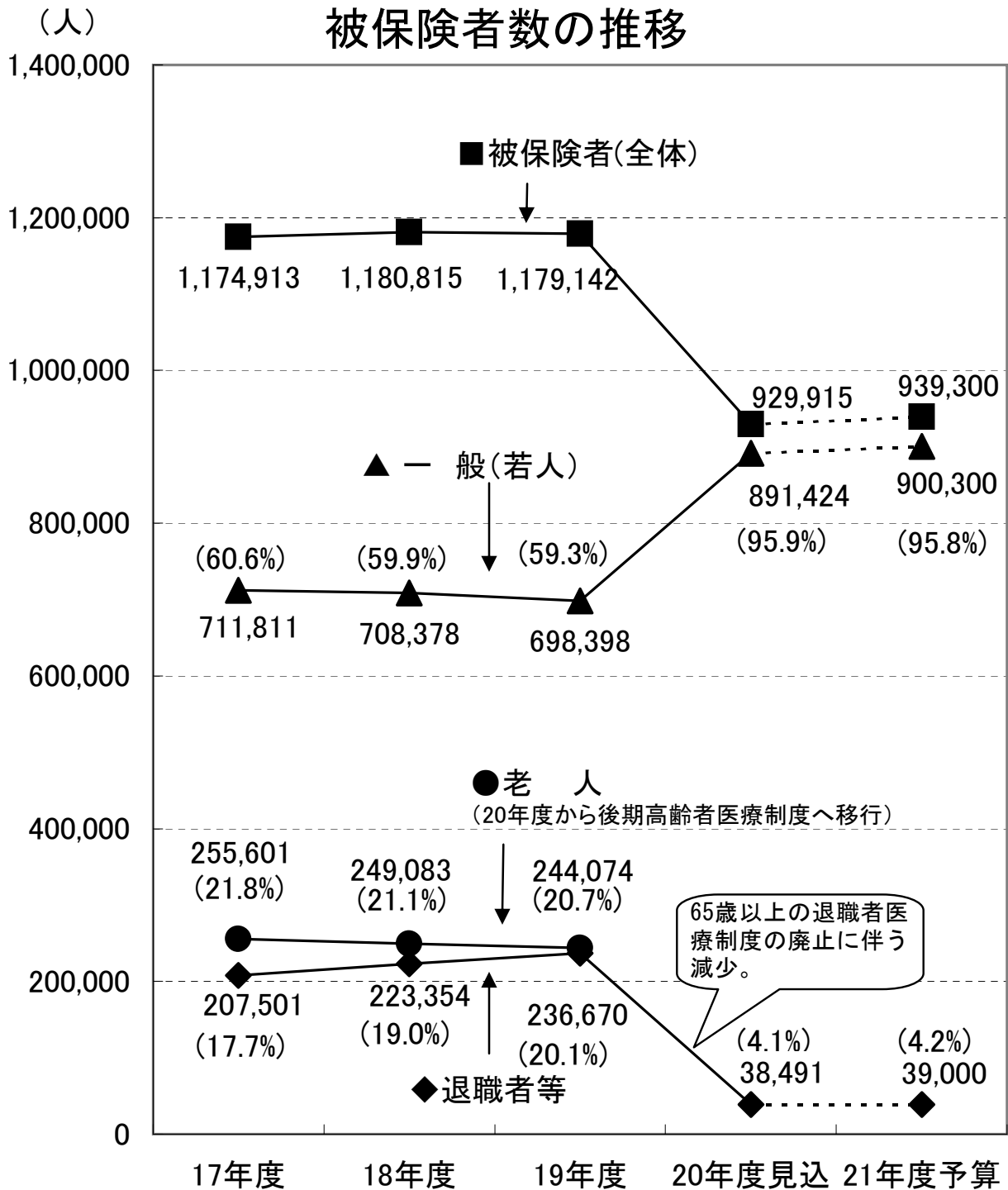
歳入 299,697,755千円



平成21年度国保事業会計予算

歳出 299,697,755千円



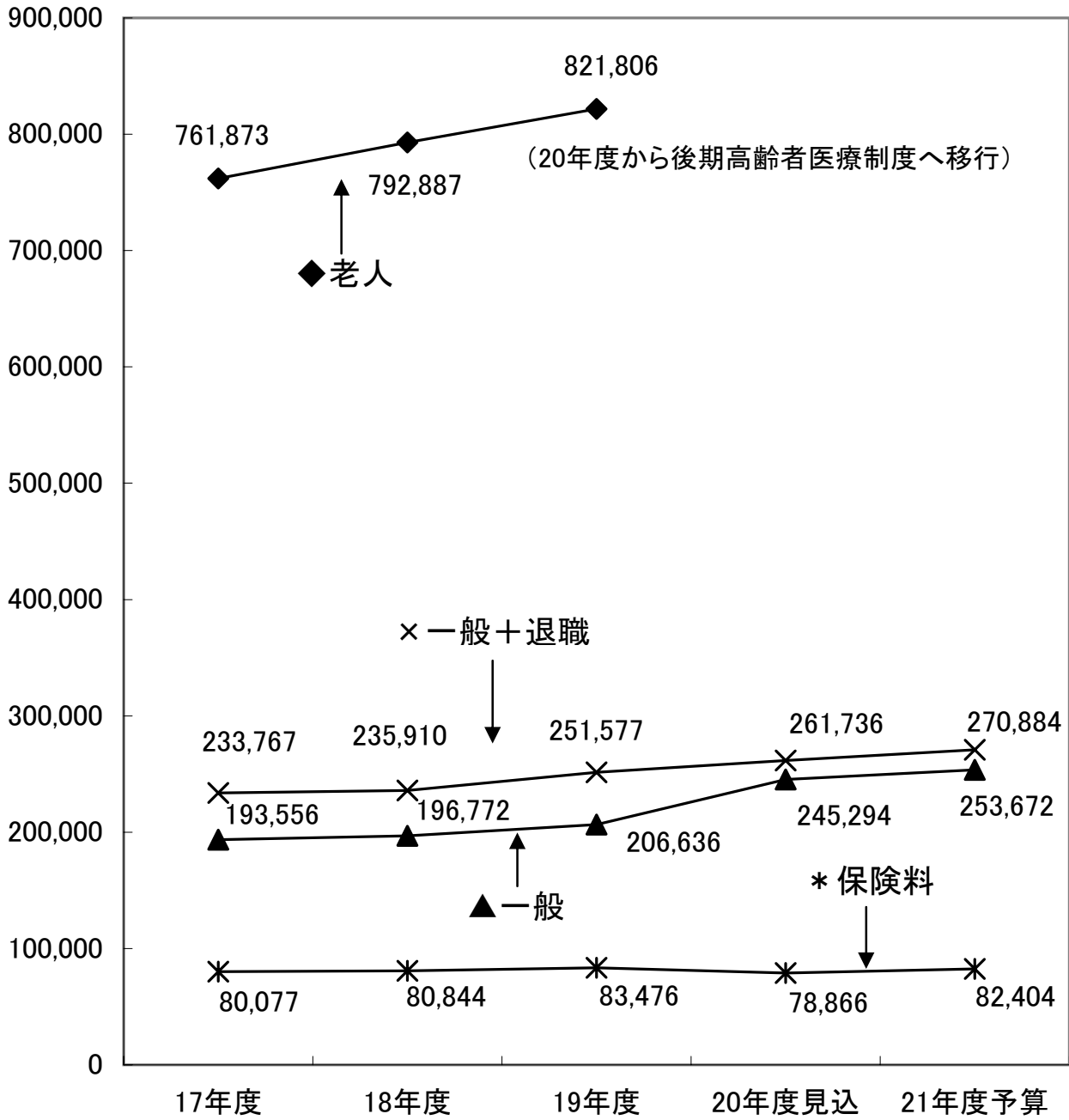


医療制度改革(平成20年4月)の影響

- ① 老人保健対象者(75歳以上)の後期高齢者医療への移行
- ② 退職者医療の対象者が65歳未満に変更されたことによる減(一般の増)

一人当たり医療費及び保険料の推移

(単位:円)



議事 3 横浜市国民健康保険条例の一部改正について

1 横浜みどり税条例制定に伴う条例の改正

横浜みどり税条例の制定により、市民税の均等割額(3,000円)に平成21年度からの5年間に限った特例の税額(900円)が加わりました。

本市国保では、保険料の所得割額の算定に際して、市民税額を用いているため、みどり税を含めて保険料を算定した場合、所得割料率は下がりますが、所得の低い世帯では、市民税の増加の効果が上回ることにより、国民健康保険料が増加し、逆に、所得が高い世帯に係る国民健康保険料が減少することになります。

そのため、横浜みどり税の影響によって国民健康保険料が増減することがないように、国民健康保険料の所得割額の計算に際しては、あらかじめ市民税額から横浜みどり税の額を控除するように改正を行います。

【保険料の計算方法】

横浜市国民健康保険料は、

保険料	{	所得割額	世帯の所得(市民税額)に応じて負担する額
		均等割額	収入に関わらず世帯の被保険者数に応じた額

を合算した額を保険料として賦課・徴収します。

そのうち、「所得割額」について条例改正を行います。

$$\text{所得割額} = \text{算定市民税額}(\ast) \times \text{所得割料率}$$

$$(\ast) \quad \boxed{\text{算定市民税額}} = \text{市民税額} - \text{横浜みどり税額}$$

今回の条例改正で
新たに追加する部分

(参考) 横浜みどり税条例の概要

○趣旨

横浜みどり税条例は、緑の保全・創造に資する事業の充実を図ることを目的とした条例であり、同条例により、市民税の均等割に以下の特例の税額が追加されるとともに、固定資産税や都市計画税の特例措置が設けられました。

- ・個人市民税均等割(3000円)に超過課税900円を加えます。
- ・法人市民税均等割(5~300万円)に超過課税9%相当額を加えます。

○実施時期

個人市民税：平成21年度から5年間

法人市民税：平成21年4月1日から平成26年3月31日の間に開始する事業年度分

(参考) 横浜みどり税創設に伴う国民健康保険料への影響

(2人世帯)

(単位：円)

所得階層	保険料額 (医療分+支援分+介護分)			備考
	横浜みどり税分 含まず(a)	横浜みどり税分 含む(b)	影響額 (b)-(a)	
	(料率1.57)	(料率1.56)		
0	109,500	109,500	0	非課税世帯
910,001	114,210	115,570	1,360	最大の増額
2,000,000	235,720	236,320	600	
3,000,000	332,270	332,260	-10	
4,000,000	423,130	422,210	-920	
5,000,000	496,930	495,410	-1,520	
6,937,000	639,850	637,180	-2,670	最大の減額

※平成20年度保険料をもとに試算

2 児童福祉法の改正に伴う条例の改正

児童福祉施設に入所している児童及び里親に委託されている児童で、扶養義務者のいない児童については、児童福祉法により公費で医療が受けられること及び保険料負担をする者がいないことから、多くの市町村で国民健康保険の適用除外となるよう条例を設けております。

このたび、児童福祉法が改正され、里親制度を見直すとともに、小規模住居型児童養育事業が創設されました。

このため、国民健康保険の被保険者とならない者の範囲の規定を整備します。

◆児童福祉法の改正の概要

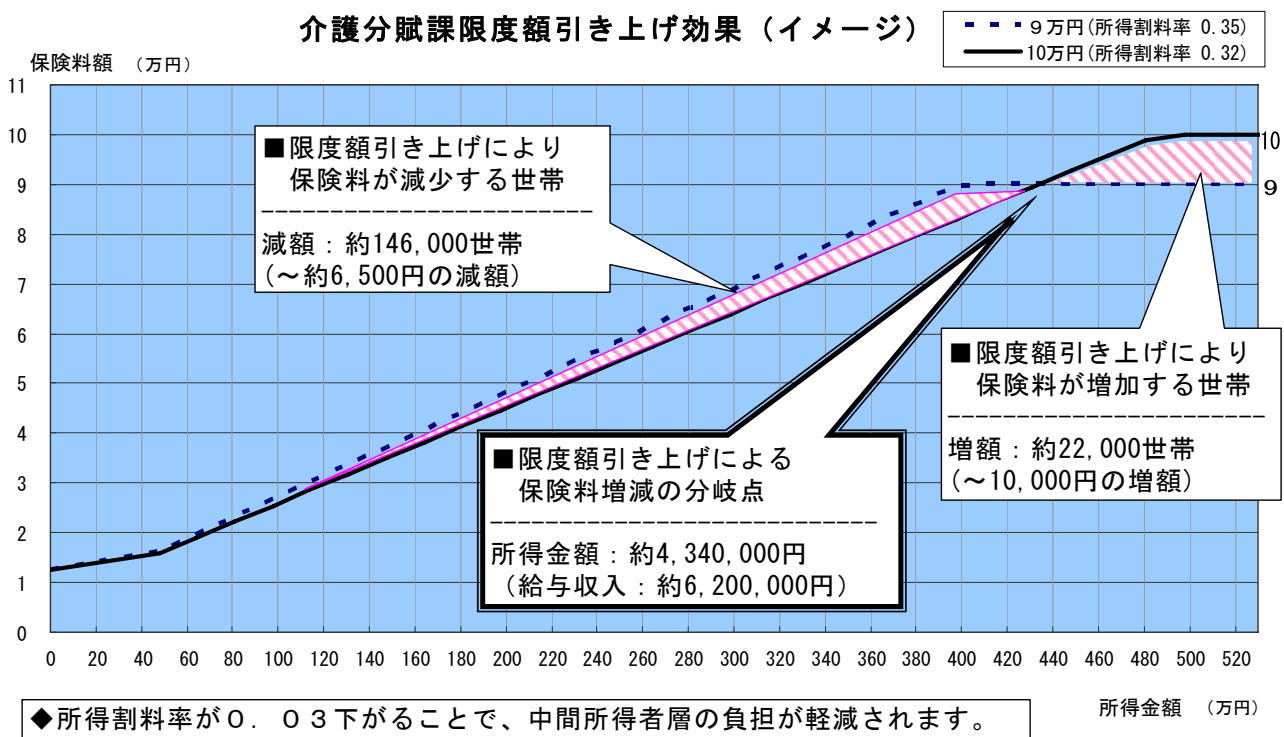
【現行】	【平成21年4月1日以降】
①里親 厚生労働省で定める人数の児童の養育者	①里親 厚生労働省で定める人数(4人以下を想定)の児童の養育者 ②小規模住居型児童養育事業【新規】 厚生労働省で定める人数(5、6人を想定)の児童の養育者 ※通称ファミリーホーム、第2種社会福祉事業に位置付け

3 介護納付金分保険料の上限額の引上げ

40歳以上65歳未満の国保加入者に賦課される介護納付金分保険料の賦課限度額は、現在政令により上限9万円までと定められていますが、国民健康保険法施行令の改正により、10万円に改正されます。

賦課限度額を引き上げることにより、所得割料率が下がり、中間所得者層（※）の保険料負担を緩和する効果がありますので、本市国保でも賦課限度額を引き上げる条例案を追加で上程します。

中間所得者層：所得割保険料が賦課されている世帯（課税世帯）で、保険料額が上限額に達していない世帯



議事 4 平成 21 年度の特定健康診査等の実施方法について

1 特定健康診査及び特定保健指導対象者の拡大について

(1) 変更の趣旨

ア 年度中において 75 歳に達する者については、当該年度に 75 歳に達したときから後期高齢者医療の被保険者となることから、保険者が特定健康診査を実施する対象者として法令上義務づけられていません。

しかし、特定健康診査の実施年度に 75 歳に達する者についても誕生日によっては、当該年度の大半が 74 歳である者も少なくなく、これらの者については 75 歳に達し後期高齢者医療の被保険者となる日までの間、特定健康診査等の機会が確保されることが望ましいことから、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準省令が改正されました。

イ 当該年度の 4 月 2 日以降に本市国民健康保険の資格を取得した被保険者であって、当該年度において 40 歳以上 74 歳以下の年齢に達する者については、本市国民健康保険に法令上の実施義務がありません。

しかし、当該年度の 4 月 2 日以降直後の加入者や職場での健康診断を受ける機会がなかった加入者についても、健康の保持増進の観点から特定健康診査を受けられることが望ましいことから、横浜市国民健康保険の独自裁量として特定健康診査の対象者を拡大し、当該年度の 4 月 2 日以降の資格取得者について特定健康診査の対象に加えます。

(2) 変更の内容

変更事由	【現 行】	【平成 21 年 4 月 1 日以降】
基準省令改正	当該年度の 4 月 1 日における加入者であって、当該年度において 40 歳以上 74 歳以下の年齢に達する者	当該年度の 4 月 1 日における加入者であって、当該年度において 40 歳以上 75 歳に達する者（75 歳未満のものに限る。）
本市独自の基準		当該年度の 4 月 2 日以降に本市国民健康保険の資格を取得した被保険者であって、当該年度において 40 歳以上 75 歳に到達する者（75 歳未満のものに限る。）のうち、他の保険者での特定健康診査や職場等での健康診断の未受診者で特定健康診査の受診を希望する者

2 特定健康診査の自己負担額について

(1) 基準省令改正に伴う 75 歳到達者（75 歳未満）

1,200 円（ただし、市民税非課税の場合は、400 円に軽減します。）

※ 40 歳以上 74 歳以下の方と同じ基準を適用します。

(2) 本市基準による 4 月 2 日以降の資格取得者（40 歳以上 75 歳未満）

一律 1,200 円

3 特定健康診査の実施期間について

(1) 変更の趣旨

「特定健康診査等実施計画」において、特定健康診査の実施期間は特定健診のその後6か月間を要する特定保健指導を行うことから、特定保健指導が必要とされた人が年度内に初回の保健指導が利用できるよう、原則として毎年4月から12月までと定めています。このため、本年度については、特定健康診査の実施期間を6月から1月末まで（予備期間1か月を含む）としました。

しかし、6月から10月までの5か月間の健診結果把握数は14,437人（2.4%）と少なく、一部の健診実施機関では予約が集中し一杯になるなどの状況が生じたため、一人でも多く特定健診を受診できるよう特定健診実施期限を平成21年3月31日まで延長することとしました。このため、年1回の受診間隔を考慮し21年度以降の特定健診実施期限を年度末の3月31日までに変更することとします。

(2) 変更の内容

ア 特定健康診査の実施期間を5月から3月末までとします。

（※4月1日における被保険者について受診券発行事務を行うため5月から開始します。）

イ 特定健康診査の受診有効期限を毎年度において、3月31日とします。

4 特定健康診査の受診券等の送付回数及び送付時期について

(1) 変更の理由

本年度は、健診実施機関の受診の集中を避け受診しやすい環境条件を整えるため、誕生月ごとに年3回に分けて受診券を送付し、受診券受領後3か月以内に受診するよう個別に受診勧奨を実施しました。

しかし、健診の受診時期はこれまでの基本健診などの健診月を優先して受診する傾向がみられることや受診券の受領時期により健診を受診できる期間が異なるなどの理由から、健診実施機関の実施体制も考慮し受診券等の送付回数を2回分割発送に変更し、受診奨励期間を受診券に印字することとします。

(2) 変更の内容

ア 受診券等の送付は、5月下旬及び8月上旬の2回とします。

イ 受診券に受診奨励期間（受診券交付日から4か月後の末日）を明記します。

	【現 行】	【平成21年度以降】
送付回数	3回	2回
送付時期	第1回：4～7月生まれの方（6/9） 第2回：8～11月生まれの方（8/6） 第3回：12～3月生まれの方（9/26）	第1回：4～11月生まれの方（5月下旬） 第2回：12～3月生まれの方（8月上旬）
受診奨励期間	受診券受領後 3か月以内 ※ 受診のご案内に明記しました。	受診券交付日から4か月後の末日 ※受診券に受診奨励期間を印字します。 第1回（9月末日）第2回（12月末日）

特定健康診査等の対象者及び実施期間については、「横浜市特定健康診査等実施計画」の改訂を行います。

5 特定健康診査の受診状況について

(1) 平成20年12月末現在の受診者把握状況

平成20年6月から11月末までに特定健康診査を受診した人のうち、平成20年12月末現在健診結果データが把握できた人は64,453人で、受診率に換算すると10.9%です。

なお、特定健診等実施計画における特定健診受診率の目標値の達成率は54.5%となっています。

表 特定健康診査の受診状況

	H20年度計画値	H20年12月末現在実績
40～74歳の被保険者数（推計）	645,700人	(※1) 590,823人
特定健診の受診率（目標値）	20.0%	10.9%
特定健診の受診者数（目標値）	129,100人	64,453人

(※1) 6月、8月、9月に受診券を送付した被保険者数

(2) 特定健診の結果、特定保健指導の対象となった人の状況

平成20年12月末現在、特定健康診査の結果が把握できた64,453人のうち、特定保健指導の対象となった人は6,156人で約1割（9.6%）となっています。また、特定保健指導の区分は積極的支援者1,425人（23.1%）、動機付け支援者4,731人（76.9%）となっています。

表 特定保健指導対象者の状況

特定健診 結果把握数 (人)	特定保健指導対象者の状況					
	対象者数（人）			発生割合（%）		
	合計	積極的支援	動機付け支援	合計	積極的支援	動機付け支援
64,453人	6,156人	1,425人	4,731人	9.6%	2.2%	7.3%
計画想定時	—	—	—	24.9%	11.5%	13.4%